



《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

令和8年1月28日
東北運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました

有限会社丸昭運輸の本社営業所で選任する運転者が、令和7年6月13日に酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、令和7年7月30日に東北運輸局及び東北運輸局青森運輸支局が当該営業所に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社丸昭運輸 代表取締役 水口 昭三
(法人番号：5420002011394)
青森県五所川原市大字稻実字米崎101-7

営業所：本社営業所
青森県五所川原市大字稻実字米崎101-7

2. 行政処分等年月日 令和8年1月8日

3. 行政処分等の概要

(1)事業用自動車の使用停止処分 (210日車)

令和8年1月28日から令和8年4月7日まで (3両×70日)

(2)文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(2) 乗務時間等告示なお書きの遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(3) 酒酔い・酒気帯び運転

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

(4) 点呼の実施義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)

(5) 運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(6) 社会保険等加入義務違反

(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)

以上

《問合せ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：藤田、高貝

TEL：022-791-7532